

## 農地の売買、贈与、貸借等の許可（農地法第3条）

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。なお、農地の貸借については農業経営基盤強化促進法に基づく方法もあります。詳しくは農業委員会にお問い合わせください。

### ◎ 農地法第3条の主な許可基準

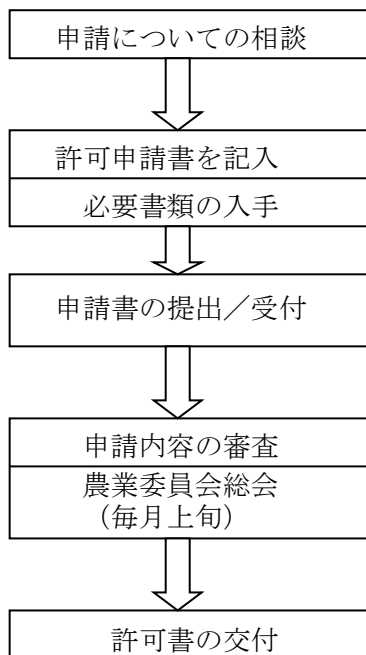
農地法第3条に基づく許可を受けているためには、次のすべてを満たす必要があります。

- ・ 申請農地を含め、所有農地と借入農地のすべてを効率的に耕作すること（全部効率利用要件）
- ・ 法人の場合は、農業生産法人の要件を満たすこと（農業生産法人要件）
- ・ 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）
- ・ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）

- ※ 「農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）」により、農地法の一部が改正され、農地取得時における「下限面積要件」は、令和5年4月1日から撤廃されました。
- ※ 農業生産法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

### 農地法第3条の許可申請の流れ

（受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間は28日です。）



◎ 申請内容に応じて申請書を記入。

記入に当たってはマニュアルを参考にしてください。

◎ 申請内容に応じて必要書類が異なるので、必要書類一覧を確認してください。

**申請書の締切りは毎月20日です（休日の場合は直前の平日）**

◎ 記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により許可までに時間がかかったり、不許可になる場合があります。申請前にもう一度、記入例と必要書類をご確認ください。

◎ 「申請受付のお知らせ」をお渡しします。

◎ 申請書に記入漏れがないか、農地法第3条の許可基準に適合するか等を審査し、必要に応じて申請者の方に確認します。

◎ 農業委員会農地部会で許可・不許可についての農業委員会の意思決定を行います。

◎ ご足労ですが、農業委員会にお越しく下さい。

高岡市農業委員会事務局  
高岡市広小路7番50号 TEL0766-20-1473